

議案第8号

平成26年3月26日提出

広島市立高等学校学則の一部改正について

のことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正理由

広島市立学校条例の改正に伴い、広島市立高等学校の授業料の徴収及び寄宿舎の附設に関し、必要な事項を定める等所要の改正をしようとするものである。

2 改正内容

別紙のとおり

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成26年4月1日

(2) 経過措置

改正後の授業料の減免等に関する規定は、平成26年4月分以降の授業料の減免について適用する。

広島市教育委員会規則第 号

平成 26 年 3 月 日

広島市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市立高等学校学則の一部を改正する規則

広島市立高等学校学則（昭和 42 年広島市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第 8 章 雜則（第 35 条）」を

「第 8 章 寄宿舎（第 35 条）

第 9 章 雜則（第 36 条）」に改める。

第 30 条を次のように改める。

（授業料）

第 30 条 広島市立学校条例（昭和 39 年広島市条例第 19 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定による高等学校の授業料（以下「授業料」という。）は、その生徒の在籍する月に応じて、毎月校長の定める日に徴収する。ただし、その月の全日数を通じて授業を行わない場合は、その月の前月に徴収することができる。

2 月の中途における入学、退学又は転学の場合は、その月の授業料を徴収する。ただし、高等学校間において転学又は広島市立中等教育学校から編入学した生徒で、既に転学前の高等学校又は編入学前の広島市立中

等教育学校において授業料を納付した旨の証明のあるときは、当該期間の授業料は転学又は編入学後の高等学校においては徴収しない。

3 授業料は、学年間の全部又は一部を前納することができる。

第30条の次に次の2条を加える。

(授業料の減免等)

第30条の2 留学中若しくは休学中の者又はやむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対しては、授業料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(授業料未納者に対する取扱い)

第30条の3 校長は、正当な理由なく授業料を期限内に納入しない者に対して、その未納の期間中出席を停止することができる。

第31条中「広島市立学校条例（昭和39年広島市条例第19号。以下「条例」という。）」を「条例」に改める。

第34条の見出し中「聴講料等」を「授業料等」に改め、同条中「既納の」の右に「授業料、」を加える。

第8章中第35条を第36条とし、同章を第9章とする。

第7章の次に次の1章を加える。

第8章 寄宿舎

(寄宿舎)

第35条 高等学校には、寄宿舎を附設することができる。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の第30条の2の規定は、平成26年4月分以降の授業料の减免について適用する。

新旧対照表（広島市立高等学校学則）

現 行	改 正
目次	目次
- 第1章 総則（第1条～第3条）	第1章 総則（第1条～第3条）
第2章 学年、学期及び休業日（第4条～第6条）	第2章 学年、学期及び休業日（第4条～第6条）
第3章 教育課程及び授業時数（第7条）	第3章 教育課程及び授業時数（第7条）
第4章 成績評価、課程の修了及び卒業の認定（第8条・第9条）	第4章 成績評価、課程の修了及び卒業の認定（第8条・第9条）
第5章 入学、退学、留学、休学、転学及び卒業並びに聽講（第10条～第26条の2）	第5章 入学、退学、留学、休学、転学及び卒業並びに聽講（第10条～第26条の2）
第6章 賞罰（第27条～第29条）	第6章 賞罰（第27条～第29条）
第7章 授業料、聽講料、入学者選抜料及び入学料（第30条～第34条）	第7章 授業料、聽講料、入学者選抜料及び入学料（第30条～第34条）
第8章 雜則（第35条）	第8章 寄宿舎（第35条）
附則	附則
第7章 授業料、聽講料、入学者選抜料及び入学料	第7章 授業料、聽講料、入学者選抜料及び入学料
(授業料)	(授業料)
第30条 授業料は、徴収しない。	<p>第30条 広島市立学校条例（昭和39年広島市条例第19号。以下「条例」という。）第3条の規定による高等学校の授業料（以下「授業料」という。）は、その生徒の在籍する月に応じて、毎月校長の定める日に徴収する。ただし、その月の全日数を通じて授業を行わない場合は、その月の前月に徴収することができる。</p> <p>2 月の中途における入学、退学又は転学の場合は、その月の授業料を徴収する。ただし、高等学校間において転学又は広島市立中等教育学校から編入学した生徒で、既に転学前の高等学校又は編入学前の広島市立中等教育学校において授業料を納付した旨の証明のあるときは、当該期間の授業料は転学又は編入学後の高等学校においては徴収しない。</p> <p>3 授業料は、学年間の全部又は一部を前納することができる。</p>

現 行	改 正
	<p>(授業料の減免等)</p> <p>第30条の2 留学中若しくは休学中の者又はやむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対しては、授業料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</p>
	<p>(授業料未納者に対する取扱い)</p> <p>第30条の3 校長は、正当な理由なく授業料を期限内に納入しない者に対して、その未納の期間中出席を停止することができる。</p>
(聴講料)	(聴講料)
第31条 広島市立学校条例(昭和39年広島市条例第19号。以下「条例」という。) 第3条の2の規定による聴講料は、聴講許可の際に徴収する。	第31条 条例 第3条の2の規定による聴講料は、聴講許可の際に徴収する。
(入学者選抜料)	(入学者選抜料)
第32条 入学志願者は、出願の際、条例第4条の規定による入学者選抜料を納付しなければならない。	第32条 (現行に同じ。)
(入学料)	(入学料)
第33条 高等学校に入学する者から、入学料を、その入学手続の際、徴収する。ただし、条例別表に掲げる高等学校から転入学する場合は、この限りでない。	第33条 (現行に同じ。)
(聴講料等の不還付)	(授業料等の不還付)
第34条 既納の_____聴講料、入学者選抜料及び入学料は、還付しない。ただし、正当な理由があると認められた場合は、この限りでない。	第34条 既納の授業料、聴講料、入学者選抜料及び入学料は、還付しない。ただし、正当な理由があると認められた場合は、この限りでない。
	<p><u>第8章 寄宿舎</u></p> <p>(寄宿舎)</p> <p>第35条 高等学校には、寄宿舎を附設することができる。</p>

現 行	改 正
<p><u>第 8 章 雜則</u> (実施細則)</p> <p><u>第 3 5 条</u> この規則の実施に関して必要な事項は校長が、別に定めるものとする。</p>	<p><u>第 9 章 雜則</u> (実施細則)</p> <p><u>第 3 6 条</u> この規則の実施に関して必要な事項は校長が、別に定めるものとする。</p>